

## 平成26年度 公益社団法人日本栄養士会 事業計画

公益社団法人日本栄養士会の平成26年度の事業計画は以下のとおりである。

### I 公1事業 食・栄養の科学振興事業

#### 事業概要

本事業は、栄養の指導（「栄養指導、栄養・食事療法を含む。」以下同じ）及び健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学及び技術の振興を図るため、国民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、(1)としては、調査（及び資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（「栄養管理を含む。」以下、同じ）に関する事例や症例などを調査し、栄養の指導と栄養・食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。(2)としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

#### 1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

##### 1-1 保健指導等のデータ調査解析

**事業内容の要旨** 前年度に入力した特定保健指導管理栄養士の実践データの内容を評価するとともに、あり方を見直して有効性のあるデータを作成する。

**事業の趣旨等** 生活習慣病の発症等の予防を目的に、平成20年度から健康保険組合の責務として特定保健指導が実施されている。具体的には特定健康診査時にメタボリック・シンドロームと判定された者に対し、適切な栄養摂取と運動の奨励を中心とした特定保健指導を行っている。

この事業を効果的に推進する方策の一つとして、指導の実施状況と被指導者の改善等のデータを調査・研究することにより、より有効な特定保健指導のあり方を探ることが求められる。

そこで、特定分野認定制度における「特定保健指導担当管理栄養士」が行った保健指導の実践データを蓄積し、必要に応じて、その成果を公表する。財源は会費とする。

##### 1-2 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータの構築を図り、その結果を実際の業務の遂行に反映する。

**事業の趣旨等** 近年、急激な少子・高齢社会が到来している。これに伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできており、国民の健康増進、疾病の重症化防止のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。平成26年度は、このために、戦略的に考えて、政策的に調査研究事業を行うこととする。その内容は、理事会で決定する。財源は会費とする。

### 1-3 管理栄養士専門分野別人材育成事業（厚生労働省委託事業）

**事業内容の要旨** 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養の指導の実施及びその拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成するため、各専門領域におけるリーダーを対象とした研修プログラムを作成する。平成 25 年度に引き続き、がん専門分野の管理栄養士の研修プログラムの作成及び検証をするほか、中期からは、CKD（慢性腎臓病）専門分野の管理栄養士の研修プログラムを検討する。

**事業の趣旨等** がん専門分野は、栄養の指導について、業務の標準化が十分検討されていない。本事業により、がん専門分野における管理栄養士・栄養士業務の標準化を図ることができ、それにより患者QOL向上に貢献することができる。また、管理栄養士として備えるべきより高度ながん治療における専門性の検討、およびその育成プログラムの確立により、実務においてより複雑でかつ困難な対象者への対応ができる管理栄養士の養成が期待できる。

また、がん分野の人材育成プログラムを作成することにより、他の専門分野への応用も可能となる。さらに、CKD（慢性腎臓病）には、専門的な食事療法、生活指導が重症化予防に有効性があることから、その研修プログラムを検討する。本事業は、厚生労働省委託事業で、財源は受託金（厚生労働省）による。

### 1-4 管理栄養士・栄養士の業務規範の作成

**事業内容の要旨** 平成 25 年度の理事会にて承認された倫理綱領の原案を基に、管理栄養士・栄養士をはじめとした多くの意見を取り入れるため、ホームページを通じてパブリックコメントを求めた。平成 26 年度は、具体的な項目を含めた体系的規範を策定する。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行う、ヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもとでは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナル（メディカル）・ケアとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理の体系的規範化、道徳的な倫理綱領を策定し、広く周知を図る。財源には本会会費をあてる。

### 1-5 国への栄養施策の提言活動

**事業内容の要旨** 栄養の指導の実務家の立場から国の公衆衛生政策への提言等を取りまとめる。

**事業の趣旨等** 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見及びこれに基づく調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は、会費とする。

### 1-6 その他各種調査研究活動

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の活動分野は多岐にわたっており、それぞれ特徴をもった活動を行っている。それぞれの分野毎の固有の特性に関する調査研究を行う。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士の活動分野は、医療、福祉、児童・生徒、勤労者、地域住民等がある。対象者の特性に併せて、活動を行うには、その特性を知り、それに併せることが求められる。このため、必要に応じ、また要請を受けて調査研究活動を行う予定である。財源は、関係団体、企業等からの助成、協賛を受ける。

## 2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

### 2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

**事業内容の要旨** 栄養の指導に関する文献検索システムの利用・活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

**事業の趣旨等** 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取り組みやそれらをとおして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、関係学会・機関等と連携しながら、栄養の指導に関する文献検索システムの活用をとおして、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励するとともに、これの学術論文化を推進する。財源は、会費とする。

### 2-2 栄養の指導に関する研究助成及び育英資金の支給事業

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士でより高度な食と栄養の専門科学の研究を行う者に、その研究内容等を精査し助成金（総額 200 万円を上限）を支給する事業を行う。また、志高く、前途有為な学生に管理栄養士・栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために育英資金（一人年間 60 万円を上限）を支給する。

**事業の趣旨等** 栄養の指導に関する研究助成事業について、ホームページ等で公募するなどして、それに応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。

なお、助成金等の選考が、公正に行われるよう、選考委員は中立性を担保する。

選考には、管理栄養士等で大学等において研究、教育に従事し、研究活動に実績のある者等をあてる。また、研究内容については、ホームページに掲載して公表するなど管理栄養士・栄養士の業務上の参考に供する。財源は、会費とする。

また、育英資金支給事業については、ホームページ等で公募し、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催し、選考するが、選考委員は中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者は公表する。財源は、河村育英資金（特定資産）および会費とする。なお、河村育英資金の支給については、返還を求めない。

### 2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

**事業内容の要旨** 書籍等の刊行物の監修等を行う。

**事業の趣旨等** 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は、会費および監修料等を充てる。

#### 2-4 栄養学の国際標準化の検討

**事業内容の要旨** 近年あらゆる分野で国際標準化が進められており、栄養学にも国際標準化への対応が求められてきている。そこで、PEN (Practice-based Evidence in Nutrition) は、継続的に更新される栄養学の知識データベースで、エビデンスに基づく実践ガイダンスへの簡単なアクセスを提供するシステムのことであり、わが国の栄養学の研究、実証に有効である。このため、PENのわが国への導入を検討する。

また、NCP (Nutrition Care Process) は、対象者一人ひとりの栄養ケアを単に標準化するだけではなく、ケアを提供するための過程を標準化することを目的としている。このため、わが国の栄養の指導の標準化をするため、導入を検討する。

**事業の趣旨等** PENはカナダ栄養士会によって始められたもので、現在は、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス等で活用されている。このシステムを利用することは、管理栄養士・栄養士が科学的根拠に基づく活動を実践するために、また、科学的根拠に基づく専門職の教育のために有用であると考えられる。

また、NCPは、アメリカ栄養士会によって開発されたもので、わが国では、栄養の指導の手法が統一されていないことから、管理栄養士・栄養士の考えにより栄養の指導の手法が異なることも言われている。栄養ケアプロセスを用いることで、データの標準化が行われ、データの収集、科学的根拠の集積を図ることができ、疾病の重症化予防や栄養療法につなげるためには重要であることから、NCPを導入し、業務の標準化を検討する。

両事業とも検討の結果、事業の実施を図ることも考える。財源は、会費を充てる。

## II 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

### 事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりの心強い伴侶となる管理栄養士・栄養士を育成するために各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した高い質の栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようにすることが事業の目的である。生涯（継続）教育制度は、（1）基幹教育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と（2）拡充教育（特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯（継続）教育制度の一環としての卒後教育は、管理栄養士・栄養士養成過程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への教育を担う。また、生涯教育（継続）制度の一環として、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2の事業

を構成するものである。

## 1 生涯（継続）教育の基幹教育制度の運営事業

生涯教育の基幹教育制度は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各専門領域における専門職業人としての強靱な基礎体力を身につけさせることを目的とする。

### 1-1 基幹教育研修事業

**事業内容の要旨** 都道府県栄養士会と連携し、生涯（継続）教育を運営する。今年度からは、従来の生涯学習制度を新たに生涯教育制度として整備し、管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できる教育体制へ移行する。

**事業の趣旨等** 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が、適時に的確な内容をもって身につけることができるよう、基幹教育制度の一環としての研修会（卒後教育；基幹教育＝基本研修と実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、①基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、及び、②都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援すること、の二つである。後者については、基幹教育制度の意義等についての共通認識の形成、体系的・系統的な標準的生涯教育プログラムの開発、都道府県栄養士会が効果的に研修会を実施するための、企画立案や運営方法に関する工夫・教訓の集約と共有化などである。基幹教育研修のうち基本研修は、各都道府県栄養士会単独または複数の栄養士会の協働で開催する。

基幹教育事業は、広く管理栄養士・栄養士を対象として実施する。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働して可能な限り、ホームページ等で内容・単位・日時・講師等を明示することを配慮する。

講師に関して、基本研修は、原則として実務経験豊富で指導力のある管理栄養士・栄養士が担当し、実務研修は、関係学会等を含め各研修内容に関して高い知見を有する実務家や研究者等を起用する。本事業は、科学技術の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための教育制度である。

財源には本会会費をあてる（一部の研修会では、共催者の都道府県栄養士会に受講料・参加費の収益がある。本会にはなし。）

### 1-2 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

**事業内容の要旨** 職業倫理について、その基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士像や業務の本質論との関係、業務上の意義などを、管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は、基本的には、生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯（継続）教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページなどで、職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理

栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。

広く管理栄養士・栄養士を対象として事業を実施する。研修会その他の企画については、ホームページ等で内容・日時・場所等を広く案内し、全ての管理栄養士・栄養士には、参加の資格が開かれている。

講師や執筆者には、関係学会を含め、職業倫理に関して高い知見を有する研究者、実務家を起用する。財源には本会会費を充てる。(研修会形態の場合は、受講料・参加費の収益がある。)

### 1-3 全国栄養士大会開催事業

**事業内容の要旨** 全国から管理栄養士・栄養士が集まり、管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき、栄養の指導に関する公衆衛生上の重要課題を協議し、課題への対応や実践の仕方を共有する。

**事業の趣旨等** 平成26年度の全国栄養士大会は、8月23日に横須賀市・神奈川県立保健福祉大学で開催することとし、時宜にあったテーマとする予定である。これに併せて、職域事業部の研修事業等を開催する。財源は、研修会等の参加費、会費とする。

### 1-4 都道府県栄養士会との協働研修事業等

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務に密接に関連する最新かつ普遍的な課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得するために、都道府県栄養士会との協働研修を行う。

**事業の趣旨等** 管理栄養士・栄養士は、常に食と栄養の指導に関する最新の科学とその実用技術を身につけて、国民に対応することが求められる。また、栄養の指導の技法や手段に関連する知見、情報に関しても、活動する場を問わず把握し、理解しておくべきである。そこで、最新かつ重要で、管理栄養士・栄養士が広く共有する課題を取り上げて、実務に生かす方法を習得する機会を、都道府県栄養士会と協働して設ける。財源には、会費、賛助会員の協賛金、受講料・参加費を予定する。

### 1-5 その他研修事業の開催

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務に密接に関連する最新かつ普遍的な課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得するために、都道府県栄養士会とも協働し研修を行う。

**事業の趣旨等** 食と栄養の指導に関する科学を国民の日常の食生活に生かす管理栄養士・栄養士は、常に最新の科学とその実践技術を身につけるようにしなければならない。また、栄養の指導の技法や手段に関連する折々の話題や情報も、管理栄養士・栄養士は、職域や地域の如何を問わず、これを把握しておくべきである。そこで、最新かつ重要で、管理栄養士・栄養士が広く共有するに値する課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得する機会を、本会と都道府県栄養士会とが協働で設けることとする。この研修会は、そ

の狙いとするところがより広範により深く浸透することを期して、都道府県単位、あるいは日本栄養士会及び複数都道府県との共催として行うことを予定する。財源には、参加費を予定する。

#### 1-6 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

**事業内容の要旨** 臨地・校外実習のマニュアルの改訂を行う。また、管理栄養士・栄養士養成施設の卒業者向けに、実践業務等に関するパンフレットなどを制作し、就業際に業務の遂行にあたり参考にしてもらう。

**事業の趣旨等** 臨地・校外実習は、管理栄養士・栄養士を目指す学生にとって、実務経験の機会であり、卒後に業務を行ううえで、重要な体験である。臨地・校外実習では、実際に業務にあっている管理栄養士・栄養士が学生を指導（教育）することとなる。実習での指導（教育）にあたっては、所定の内容と質のレベル等での均一化が求められる。そこで、現在あるマニュアルの改訂を行う。

卒業者向けパンフレットは、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材となる。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民並びに地域に向けての社会活動や各職域別における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つ。そして、「何を目標として、どのように働くべきか」といった、卒後の業務に反映することが期待できる。財源は、会費とする。

## 2 生涯（継続）教育の運営事業

基幹教育制度が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育制度は、各専門領域の業務（管理栄養士、栄養士の就業の種別「職域」に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障がい・児童）、フリー活動等）に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの専門領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

また、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキスパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

### 2-1 分野別認定管理栄養士、認定栄養士制度の創設の検討

**事業内容の要旨** 専門領域（管理栄養士・栄養士の就業の「職域」が基本）の専門職として熟練した知見と技能を有する管理栄養士・栄養士を分野別認定管理栄養士・認定栄養士として認定する。

**事業の趣旨等** 認定制度は管理栄養士・栄養士を対象とする。認定制度の趣旨・内容については、認定制度検討委員会（仮称）で検討し、ホームページ等で明らかにする。

前年度に引き続き、本年度も制度創設のための準備作業を行うことから、会費のみが財源となる。

## 2-2 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

**事業内容の要旨** 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認定し登録する。登録にあたっては、一定の試験を実施するとともに、更新制を取り入れる。

**事業の趣旨等** 本事業は以下のとおりであるが、新たな特定業務の登録を考慮する。

### 2-2-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業

**事業内容の要旨** 厚生労働省が高齢者医療制度の1事業として生活習慣病の一次予防のために、特定健康診査・特定保健指導を実施している。特定保健指導は、特定健康診査により、メタボリック・シンドローム等の診断基準で生活習慣病予備群とされた者に対して、集団又は個別支援を行い、発症を防ごうとするものである。特定保健指導担当管理栄養士登録制度は特定保健指導のスペシャリスト育成のために実施している。指導事例のレポート提出により所定の審査を経て特定保健指導担当管理栄養士を認定し、登録を行う。

**事業の趣旨等** 内臓脂肪型肥満により生じるメタボリック・シンドロームは糖尿病、高血圧、脂質異常症等の虚血性心疾患のリスクを高め、健康を蝕み人々の人生の質を低下させる。特定保健指導は、このようなメタボリック・シンドロームを予防し、リスクを減少させるために重要な介入手段である。しかし、生活習慣の変容には特定保健指導を担うことができる管理栄養士などの専門職の指導技術の担保が欠かせない。本事業は国民が安心して特定保健指導を受けられることができるように、専門職のスキルを認定し登録するもので、公益目的事業に合致したものである。財源は、登録を受ける者の拠出する経費と会費をあてる。

### 2-2-2 静脈経腸（TNT-D）管理栄養士(仮称)育成事業

**事業内容の要旨** 脈経腸栄養療法スペシャリストの育成のために、静脈経腸（TNT-D）管理栄養士(仮称)の認定・登録を行う。本制度は、登録希望者に所要の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例を提供させたいえ、認定・登録にかかる委員会においてこれを評価するとともに、所定の試験を実施し、合格と認められた者を静脈経腸（TNT-D）管理栄養士(仮)として認定し、登録するものである。

**事業の趣旨等** 病院に入院する患者は、しばしば栄養状態にも改善を要する課題を抱えている。そのことが、例えば、低栄養状態ゆえに手術に耐えられず、実施すべき手術ができなといった事態を招く。そこで、入院患者の静脈・経腸を含めた栄養管理・補給のエキスパートによる効果的な栄養療法の施術により、症状の悪化防止、身体の状態や臓器の保全、治療の促進を図り、もって早期退院と患者の経済的な負担の軽減につなげることが期待さ



れる。

また近年、医療保険制度における診療報酬において栄養サポートチーム（NST）加算制度が創設されるなど、栄養療法の専門的技術を持った管理栄養士の養成が急務となっている。本認定制度は医療技術の高度化と専門的技術の向上という社会の要望に沿った制度であり公益目的事業に合致している。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、協賛社の拠出金と会費をあてる。

### 2-2-3 公認スポーツ栄養士育成事業

**事業内容の要旨** スポーツ栄養、すなわち、アスリートに対する栄養管理及び運動に伴う栄養管理のスペシャリスト育成のために、公認スポーツ栄養士の認定を行う。所要の研修を課し、修了者の習得状況を評価して公認スポーツ栄養士として登録する。公認スポーツ栄養士の登録には更新制を採用する。

**事業の趣旨等** スポーツに関して栄養の指導上、二つの社会的要請がある。一つは、現代人全般に関する要請である。交通機関等の移動手段の発達、家電等の利便機器の普及により、日々の生活を営む上での運動量の減少により、消費エネルギーの量が減少している。生活習慣病の予防等の見地からは、食事（摂取エネルギー）と運動（消費エネルギー）を適切に組み合わせた栄養の指導が求められる。もう一つは、アスリートに関する要請である。身体機能の向上や怪我の予防や治療の促進などのために、職業人、アマチュアの如何を問わず、スポーツ競技者に対する栄養食事指導の高度化を求める声がある。公認スポーツ栄養士の制度はこれらの社会的要請に応えるために設けたもので、公益目的事業に合致している。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、日本体育協会の助成金と会費をあてる。

### 2-2-4 在宅訪問管理栄養士認定制度育成事業

**事業内容の要旨** 在宅訪問栄養食事指導のスペシャリスト育成のために、所定の研修の修了者の中から、習得状況を評価して、在宅訪問管理栄養士として認定し登録する。在宅訪問管理栄養士の登録制度には、更新制度を採用している。

**事業の趣旨等** 高齢化社会が到来するもとで在宅医療・在宅療養が進行しており、必然的に、在宅で医療を受け療養をする高齢者が増加することになる。在宅で医療を受け療養をする高齢者の多くは、いろいろな疾病、身体的な障がい、口腔の問題などを抱えている。それぞれに固有の複合的な健康課題を持つ高齢者に対して、非医療空間にて、適正で効果的な栄養の指導を実施するには、そのための高度な専門的知識・技能が求められる。在宅訪問栄養食事指導のスペシャリストとして在宅訪問管理栄養士を登録することは、高齢社会における在宅医療の社会的要請に応えるために設けられたもので、公益目的事業に合致している。財源は、登録を受けるものの拠出する経費と会費をあてる。

### 2-3 保健指導担当者研修会、栄養サポートチーム担当者研修会

**事業内容の要旨** 特定保健指導を担当する管理栄養士並びに、栄養サポートチーム（NST）において管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるように、厚生労働省が指定する所定の研修を実施する。

**事業の趣旨等** 2-2-1の特定保健指導担当管理栄養士には、その技術、能力の担保、統一性から、厚生労働省が認める研修の受講が求められている。近年、都道府県栄養士会での実施が激減していることから、昨年度に引き続き、参加希望者のニーズを受けて日本栄養士会主催で開催する予定である。

また、近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても優れた成績が期待できるチーム医療の推進が必要とされている。管理栄養士が中心となって関わる栄養管理業務においても多職種で連携することが求められている。さらに、22年4月における診療報酬改定においては、栄養サポートチーム加算が新設された。栄養サポートチーム加算は、所定の研修を受けた医師・管理栄養士・看護師・薬剤師などからなるチームを編成し、栄養状態改善の取り組みが行われた場合に認められる。そこで、管理栄養士・薬剤師・看護師その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、静脈・経腸栄養についての講義および認定教育施設における研修を行う。財源は、参加者の負担金とする。

#### 2-4 地域リーダー育成・都道府県栄養士会公益目的事業支援事業

**事業内容の要旨** 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者を一堂に集め、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをとおして、これら指導者的立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

**事業の趣旨等** 平成26年度は、それぞれの職域事業部毎に各都道府県栄養士会を代表する47名の参加を得て、平成26年4月から平成27年3月にかけて実施する予定である。なお、地区別にも開催することもありうる。財源には、会費とともに、受講料などをあてる。

#### 2-5 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

**事業内容の要旨** 職域事業部別に、当該職域の業務の特性に適確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

**事業の趣旨等** 平成26年度は、①全国リーダー研修事業（2-4事業）、②職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、③その他の職域専門性の向上事業及びこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源には、参加費、会費、協賛金などを充てる。

#### 2-6 関連団体等との協働研修・研修支援事業

**事業内容の要旨** 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

**事業の趣旨等** 平成26年度も、産業栄養研究会と協調して開催することを予定する。また、必

要があれば、関連団体等と協働し事業を実施する。財源には、会費とともに、受講料・参加費などを充てる。

## 2-7 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

**事業内容の要旨** 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士及び研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材及び資料を制作する。

**事業の趣旨等** 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、各研修会で配布する。教材及び資料は、管理栄養士・栄養士その他希望する者に提供される。会費を財源とする。

## III 公3事業 食生活自律支援事業

### 事業の概要

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第30条の2第1項参照）を謳っており、本事業は、国民のかかる「自主的な努力」を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、食生活の自律を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）健康づくりと食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この3事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

### 1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養の指導・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

#### 1-1 栄養ケア・ステーション事業

**事業内容の要旨** 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するためのパイロットあるいはモデル事業を行うとともに、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

**事業の趣旨等** 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会が、ナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引するパイロットあるいはモデル事業とともに、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの

増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。一部の事業では業務報酬等を予定する。

#### 1-1-1 特定保健指導にかかるモデル事業及び都道府県栄養ケア・ステーション支援事業

**事業内容の要旨** 特定保健指導等にかかるモデル事業の検討・実施とともに、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援、新規事業に向けた体制構築を図る。

**事業の趣旨等** 本会及び都道府県栄養士会において、栄養ケア・ステーションが取り組む事業の1つとして、特定保健指導の実施業務を位置づけている。その受託形態について、あるべき業務活動、合理的な契約・実施方法について検討するとともに、あらたな事業獲得にむけ、当該健康保険組合または特定保健指導を担う企業等と事務的な調整を行い、業務の円滑な実施を目指す。特定保健指導の対象は国民である。本事業の趣旨・内容については、ホームページ等で明らかにする。財源は会費、業務報酬とする。

#### 1-1-2 地域住民及び管理栄養士未配置医療機関等を通じた栄養ケア支援業務

**事業内容の要旨** 従前より実施している地域住民への栄養ケア支援として、国民・関係団体・企業等からの「栄養と食事」に関わる相談・依頼に関して、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションと連携し、対応を継続する。また、在宅医療を提供する医療・福祉機関等において、多職種との連携に向けた制度整備に対する支援とともに、モデル拠点の設置を検討する。

**事業の趣旨等** 在宅医療の推進には、医療と介護のサービスが包括的にかつ継続的に提供されることが重要である。そのためには、在宅医療を提供する病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、地域包括センター等の医療・福祉機関やそこに従事する多職種が連携して切れ目のないサービスを提供する必要がある。連携体制の構築をすすめるにあたり、これまでの栄養ケア・ステーションの拠点整備を強化するとともに、「健康日本21（第二次）」の目標達成を視野に入れ、さらなる事業の推進を図る。

栄養の指導の対象は国民（通院患者・在宅療養者）である。本事業の趣旨・内容については、ホームページ等で明らかにする。また、健康イベント等への展示及び栄養相談等への協力を通じ、広く栄養ケア・ステーションの周知を図る。

栄養の指導は、研修への参加等による、専門的知識・技能の裏付けされた管理栄養士・栄養士をもって行われる。財源には、栄養ケア・ステーションの事業収入および本会会費を予定する。

#### 1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度の創設にむけた推進事業

**事業内容の要旨** 国民や関連団体及び多職種へ栄養ケア・ステーションを通じた管理栄養士・栄養士の活動等をひろく周知していくとともに、より住民に密着した形での栄養ケア・ステーションの拠点整備を図るべく、日本栄養士会並びに都道府県栄養士会以外の関連機関、団体と連携し、栄養ケア・ステーション認定制度の創設をすすめる。「栄養ケア・ステ

ーション」は日本栄養士会の登録商標であり、認定栄養ケア・ステーションの条件・要綱等を整備するとともに、モデル事業に取り組み都道府県栄養士会との協働した事業推進を図る。

**事業の趣旨等** 地域密着型の栄養ケア・ステーションの整備にあたり、今後は、地域での栄養ケア・ステーション、都道府県栄養士会における栄養ケア・センター、日本栄養士会での栄養ケア・リサーチ・センターの体制を構築する必要があると考える。栄養ケア・ステーションは、現在の栄養士会主体型と、医療関連機関（病院・診療所、薬局や歯科診療所、訪問看護ステーション等）やスーパーマーケット・コンビニ等との連携型とが考えられる。そうした機関においては、栄養ケア・ステーションとして「認定」し、事業に従事する管理栄養士・栄養士のスキルの担保を図る。そのための、「認定」条件等を精査し、制度としての体制整備をすすめる。また、都道府県栄養士会との共通理解と、協働した推進を図るためのモデル事業を実施し、審査委員会、認定委員会等を設置し、具体的な取り組み等を等について検討する。「健康日本 21（第二次）」には、健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加が掲げられている。本会としては、10年後に15,000拠点（実質8,000拠点）を目指し、今後継続した体制整備が必須である。平成26年度は検討準備にあたることとし、財源は会費とする。

### 1-2 地域住民のための栄養相談事業

**事業内容の要旨** 国民（地域住民）からの食事や栄養に係わる相談に応じて栄養ケア（栄養の指導・食事療法）の観点からの情報の提供や助言などを行う。

**事業の趣旨** 今日、正確でわかりやすく、日々の食生活や疾病の予防・治療・療養に生かすことのできる食事と栄養に関する知恵や知識を求める国民の声は、ますます大きくなっている。栄養ケア・ステーションで行う栄養ケアの必要な柱が、国民（地域住民）から寄せられる食事や栄養に係わる多様な相談に応じることである。具体的には、電話での相談、各種催し物での栄養相談などである。

栄養相談の対象は、国民（地域住民）である。本事業の趣旨・内容については、ホームページ等で明らかにする。

栄養相談は、本会会員である管理栄養士・栄養士の専門的知識・技能の裏付けをもって行われる。財源は本会会費による。

### 1-3 慢性腎疾患の重症化予防推進事業（仮称）

**事業内容の要旨** 慢性腎疾患の重症化予防（FROM-J）研究への協力を行っていたことを踏まえて、関連医師会、拠点施設の医師及びクリニックと栄養ケア・ステーションの連携体制の構築に努めた。これを受けて、腎疾患患者の重症化予防のために継続して体制整備の充実と推進を図る。

また、腎疾患重症化予防実践事業に対する該当県との連携を図り、政策的取り組みをサポートし、国民（地域住民）からの食事や栄養に係わる相談に応じて栄養の指導観点からの情

報の提供や助言などを行う。

**事業の趣旨** 慢性腎疾患の重症化予防（FROM-J）研究は、増加し続ける慢性腎臓病とそれを原因とする心血管疾患の増加に対し、その対策法を開発するために策定された研究である。戦略研究が終了してからも、研究は延長され、管理栄養士による「生活・食事指導」は昨年9月まで継続し、研究をサポートした。

かかりつけ医と腎臓専門医の協力を促進する慢性腎臓病患者の重症化予防のための診療システムの有用性の検討を目的とし、かつ5年後の人工透析導入患者の、15%減少を目指し取り組んだ。これを受けて、管理栄養士による介入効果の実証並びに地域の医療機関等と栄養ケア・ステーションの連携体制の構築を図ることとする。また、腎疾患重症化予防実践事業への参画により「生活・食事指導マニュアル」の改定、普及等について検討する。財源は会費による。

#### 1-4 被災地における栄養ケア・ステーションの体制整備事業

**事業内容の要旨** 被災地では、まだ、完全に復興されたとは言い難く、地元経済（住民の就業、収入の安定）の復興、仮設住宅での生活といった課題がある。さらに、健康、栄養にも問題があり、これに対応するために、栄養ケア・ステーション活動を充実させることが求められる。このための整備を図るとともに、継続して支援活動を企画して、実施する。

**事業の趣旨等** 平成23年7月に気仙沼市に「栄養ケア・ステーションあした」を開設し、地域在宅のNST（栄養サポートチーム）活動の拠点としている。引き続き、宮城県栄養士会と協働して、高齢者や生活習慣病患者等への支援を行う栄養ケアの活動事業を行う。さらに、被災地である宮城県の他地域や、岩手県、福島県で栄養支援、復興活動への協力を進める。事業の実施にあたっては、都道府県栄養士会並びに日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）以下同じ）、行政、関係NPO、関連職種との共同で実施する。財源は会費、また、非常災害事業資金からの支出を行う。

#### 1-5 非常災害発生時の被災者の健康支援事業

**事業内容の要旨** 非常災害はいつ発生するかは予測ができない。そのため、この準備を行っておくことが重要である。非常災害はいつ発生すれば、広範な範囲で、国民に甚大な健康被害をもたらす。特に、生命の維持には、適切な食事を摂取し、必要なエネルギーを確保することが前提となる。このための各種支援事業を行う。

**事業の趣旨等** 東日本大震災では、非常災害ボランティアの管理栄養士等約600名を被災地に派遣したが、平常時と違った対応が求められた。これを踏まえて、JDA-DATリーダーの育成（年100名を目途）等を行う。

##### 1-5-1 災害支援管理栄養士・栄養士の育成にむけた活動（JDA-DAT体制整備事業）

**事業内容の要旨** いつ発生するか予測し難いものの、一旦発生すれば広範な地域で国民に甚大な健康被害をもたらす災害に際し、人間の命の基である「栄養問題」は、最重要課題の一つで

ある。栄養の専門職である管理栄養士・栄養士は、被災者支援のために、管理栄養士・栄養士の専門性を生かして適切な活動が求められる。

そこで、JDA-DATの体制整備を図るとともに、東日本大震災における活動を栄養専門職種の視点から分類、整理し、今後の活動・展開に対する裏づけとなるようまとめる。

また、JDA-DATによる支援体制が整ったと認めたときに指定する栄養士会に対して災害派遣時の必要備品等の配置促進の実施、関係機関・団体と連携し、協力を仰ぐとともに、災害時の栄養と食の支援に向けた適切な体制を構築する。

**事業の趣旨等** JDA-DATを育成し、その体制整備を図る活動として、①JDA-DAT運営委員会等での検討、②エビデンス解析事業、③指定栄養士会への備品等の配置促進事業、④災害関連組織・団体等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源には、本会会費及び災害対策事業準備資金からの拠出金を予定する。

#### 1-5-2 JDA-DAT育成事業

**事業内容の要旨** 東日本大震災で得た経験を踏まえ、災害時での被災者支援のノウハウを蓄積し、技術能力を開発すること、ノウハウや技術能力を身につけた管理栄養士・栄養士を育成することは、本会の国民に対する責務といえる。このための事業を行う。

**事業の趣旨等** 昨年度に引き続き、災害支援管理栄養士・栄養士を育成するため、JDA-DATリーダー育成研修と併行し、都道府県栄養士会におけるJDA-DATスタッフの育成整備に対しての支援事業をすすめる。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源には、本会会費及び非常災害事業資金からの拠出金をあてる。

## 2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

### 2-1 健康づくり提唱のつどい

**事業内容の要旨** 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO世界保健デーである4月7日を記念して毎年開催している。健康に関心をもつ国民を対象に、健康づくりには、健全な食生活、適切な栄養摂取が欠かせないことから、健康及び栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

**事業の趣旨等** 35回目の開催となる本年度は、高血圧と減塩をテーマに講義形式での開催とする。高血圧の最新情報を学び、その予防の基本となる減塩食と、世界に冠たる長寿社会の

背景にある和食が、無形文化遺産へ登録されたことから、和食の魅力、日本の食文化の素晴らしさを再認識するとともに、健康寿命を延ばして、より充実した人生を送るためにどうしたらよいかを参加者とともに考える機会とする。

講師などには、関連事項に高い専門的知見を有する研究者、実務家を起用する。参加予定者は500名である。財源には、株式会社ヤクルト本社からの協賛金をあてる。

## 2-2 「野菜を食べよう」キャンペーン活動

**事業内容の要旨** 国では、平成12年に策定した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に引き続き、「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」を策定した。21世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるように目指している。

ここでは、目標達成に向けた取り組みの1つとして、野菜と果物の摂取量の増加を謳っている。野菜・果物の摂取量の増加は、体重コントロールに重要な役割があること、循環器疾患、2型糖尿病の一次予防に効果があることが報告され、日本でも、果物摂取と循環器疾患との関連が報告されている。また、野菜・果物は、消化器系のがん、果物は肺がんに予防的に働くことが報告され、日本でも、食道がん、胃がんとの関連が示され、不足しないことが推奨されている。しかし、野菜と果物の摂取量は目標に達していないことから、目標達成に向けた事業を行う。

**事業の趣旨等** 平成20年度から「野菜を食べよう」キャンペーンを展開している。キャンペーンの主眼は、野菜の摂取の重要性と1日の望ましい摂取量を理解してもらう活動を行っている。平成26年度は、前年度と同様に8月31日（野菜の日）に開催することとする。内容は、講演、実演、実技、管理栄養士による栄養相談、展示・体験コーナーとする。財源には、株式会社ヤクルト本社、ヤクルトヘルスフーズ株式会社及び賛同する事業者等の協賛金をあてる。

## 2-3 減塩プロジェクト事業

**事業内容の要旨** 2-2での「健康日本21（第二次）」では、目標達成に向けた取り組みの1つとして、食塩摂取量の減少（現状10g/日→目標8g/日）を謳っていることから、その達成に向けて、活動を展開する。減塩が血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させることは立証されている。消費者への啓発や食品中の塩分量の規制が、高血圧対策において費用対効果が高いこと、さらに、食塩・高塩分食品接種が胃がんのリスクを上げることも示されている。

**事業の趣旨等** 今年度は、減塩プロジェクトを推進するため、関係団体並びに本会賛助会員企業と連携して、国民に対する普及活動へ取り組むための方策を検討する。財源は、会費、賛助会員等の協賛金を充てる。

## 2-4 児童福祉施設での食育活動

**事業内容の要旨** 児童福祉施設で、主に児童福祉施設給食担当者を対象として、スキムミルクを



食材とした食育活動を行う。

**事業の趣旨等** 平成 26 年度は、「児童福祉施設におけるクッキング講座」を 15 都府県で 30 回開催する。

(財)児童育成協会児童給食事業部との共催である。財源には、(財)児童育成協会からの助成金をあてる。

### 3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

#### 3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

**事業内容の要旨** 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である日本栄養士会は、広く国民、管理栄養士・栄養士および保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

**事業の趣旨等** 月刊誌で、年間 12 冊発行する。毎月の発行部数は、約 57,000 部である。日本栄養士会雑誌は、購読を希望する者等である。また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会並びに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を吟味・選定する。財源は、会費、賛助会費（協賛金）、購読料、広告掲載料などとする。

#### 3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

**事業内容の要旨** ホームページを運営する。掲載内容は、日本栄養士会雑誌と同様の意義・必要性を持つ事業である。アクセス・フリーであること、情報の即時発信が可能であることなどの特性を生かして、国民、あるいは、管理栄養士・栄養士及び関連職種等とのリアル・タイムのコミュニケーションを図る。

**事業の趣旨等** 本年度は、情報の速やかで信頼に足る発信を目指し、対象者に合わせたメールマガジンの配信の検討を図ることとし、全体的なリニューアルを検討する。  
財源は、本会会費、賛助会費（協賛金）、広告等の掲載料などとする。

#### 3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

**事業内容の要旨** 国民は、健康づくり、栄養問題に対して関心を持っているが、具体的にどう対応したらよいか不明な場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、「健康増進のしおり」（年間 4 種）、「ヘルシーダイアリー」などを作成する。

**事業の趣旨等** 国民が興味を持ち、行動変容に結びつけられるように手軽に利用できるパンフレットやリーフレット等の資料があると有益である。さらに、これらを基に管理栄養士・栄養士が国民を対象に健康支援することで、科学的に望ましい食生活の実現の可能性が高まる。そこで、「健康増進のしおり」（年間 4 種）、「ヘルシーダイアリー」などを作成し、管理栄養士・栄養士

に無償で配布する。希望者には有料でも提供する。

平成 26 年度は、健康増進のしおりの内容を、国民の健康課題である高血圧予防、野菜の摂取、食物アレルギー、糖尿病予防をテーマとする予定とする。

資料の監修は、高い専門的知見を有する研究者、実務家および実績と定評のある管理栄養士・栄養士の有資格者たる研究者と実務家があたる。

財源は、株式会社ヤクルト本社からの協賛金および希望者の販売収益をあてる。

#### IV 公 4 事業 食環境整備事業

##### 事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（1）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（2）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（3）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公 4 の事業を構成するものである。

##### 1 連携・協働関係の構築事業

###### 1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成、栄養と健康を考える有識者の会の開催

**事業内容の要旨** プライマリ・ヘルス・ケアの考え方に基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。

**事業の趣旨等** プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生を衛るには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種、関連学会が、お互いに連携して、プライマリなケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し、諸活動に積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会等と連携する。また、「栄養と健康を考える有識者の会」を開催し、本会の活動に関して討論し、提言をいただく予定としている。財源は会費とする。

##### 2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

**事業内容の要旨** 栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

**事業の趣旨等** 本事業は、本会の全国栄養改善大会の場で、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、及び、国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰・栄養改善奨励賞・本会会長

表彰等の各種がある。平成 26 年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は、栄養改善奨励資金等から拠出する。

### 3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

#### 3-1 在宅療養食品の認証制度(仮称)の創設事業

**事業内容の要旨** 社会の高齢化、糖尿病等の生活習慣病罹患者の増加、在宅療養の拡大の各状況は、在宅療養者用の、医学的・栄養学的に適切な宅配・通販食品への需要を増大させている。在宅療養用食品の適正性を確保することは、国民の利益に資する。在宅療養用食品の認証制度(仮称)とは、食品等事業者が製造した在宅療養用食品が、国で定めた「食事療法用宅配食品等栄養指針」に沿った宅配食品等で、食事・介護療養用のために、医学的・栄養学的観点からも適正な食事(栄養)管理及び表示・広告等を行っているかを、本会が、審査・認証する制度である。同制度を創設するための準備作業を行う。

**事業の趣旨等** 在宅療養用食品の認証制度(仮称)は、国民(在宅療養者等)の日常の食生活の健全性とその便宜に資する食環境の制度的要素である。この制度の趣旨と内容はホームページ等で広く国民に明らかにされる。

認証のための審査は、「食事療法用宅配食品等栄養指針」を踏まえて構築された基準に基づき、経験と実績のある管理栄養士等がその実務を担う。認証制度の創設作業には、経験と実績のある管理栄養士があたる。

認証制度の創設事業の費用は本会会費で賄われる。なお、制度実施後は認証手数料で運営する。

#### 3-2 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

**事業内容の要旨** 管理栄養士・栄養士の業務過誤が原因となって第三者に健康被害が生じ、当該管理栄養士・栄養士が法律上の損害賠償責任を問われたときに保険金を支払う仕組みである損害賠償責任保険制度を取り扱う。

**事業の趣旨等** 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者(国民)の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、適宜見直しを行う。保険料の財源は会費とする。

#### 3-3 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

**事業内容の要旨** 制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に答えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方を検討する。

**事業の趣旨等** 国民の健康寿命の延伸を目指し、よりよい食環境を整備するために、管理栄養士・栄養士がいかなる使命を掲げ、どのような機能や役割を担うべきかを常に検討しなければならない。また、管理栄養士・栄養士が、栄養の指導の技術・技能をもって、疾病の予防や治療に主体的に参画するうえでの課題を整理し、その解決方策を明らかにする必要がある。

さらに、管理栄養士・栄養士の関わる各種制度の法的整備を図るため、厚生法制に関して研究

を委託する。この研究は、概ね5年の期間とし、研究成果物を製作する。

本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種の個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は、報告書や諸提言などとして、ホームページ、日本栄養士会雑誌、その他の本会の刊行物などで一般に公表される。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

## V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

### 事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（1）開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（2）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（3）海外留学助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公5の事業を構成するものである。

### 1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

**事業内容の要旨** アジア諸国の栄養士制度及び栄養士育成システムへの支援事業を行う。

**事業の趣旨等** 開発途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌してきている。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、殊に、先進国として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、開発途上国が注目するところである。

そこで、本会は、開発途上国および栄養士制度のない国（中国・ベトナム・カンボジア等）へ情報を提供する。

特に、昨年、ベトナムのハノイ医科大学に、ベトナム初の栄養学部の開設に向けて指導者養成講座をした。これを受けて適任である講師の派遣や共同研究の実施、担当教員・学生の研修の受け入れなどを、神奈川県立保健福祉大学、十文字学園女子大学等と連携・協力し、支援する。財源には、会費と国際交流事業基盤資金からの拠出金、及び、賛同する事業者等からの協賛金を予定する。

### 2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

**事業内容の要旨** 今日、公衆衛生上の課題は、国内に限らず国際的である。栄養に関しても同様に、

「栄養問題」上の課題と対応に関する共通認識と協働、連携の関係を確立する意義は大きい。そこで、国際栄養士連盟並びにアジア栄養士連盟の活動に参加して、各国栄養士会との公流を図る。具体的事業として、①国際栄養士連盟並びにアジア栄養士連盟加盟、②アジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、③第6回アジア栄養士会議開催への協力及び第8回アジア栄養士会議の招致、④国際交流委員会の開催を行う。

**事業の趣旨等** 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きい。そのため、国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、41か国が加盟）の活動に参加して各国栄養士会と交流を図る。

また、アジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、11か国が加盟）常任理事国として会議に参加して各国との交流を図るとともに、2022年に開催される第8回アジア栄養士会議（8<sup>th</sup> Asian Congress of Dietetics ; ACD2022）の日本への招致に取り組む。常任理事国会議は、8月21日～24日に、台湾・台北市で開催される第6回アジア栄養士会議（6<sup>th</sup> Asian Congress of Nutrition ; ACN2014）に併せて開催される予定である。本事業の対象は、関連国の栄養士（栄養の指導に関する専門職）である。財源には会費および国際交流事業資金を充てる。

### 3 海外留学助成事業

**事業内容の要旨** 食と栄養の科学とその実用技術に関する海外の最新、先端の知見を有する管理栄養士・栄養士を得ることは、わが国の管理栄養士・栄養士の、学術、技術の振興に資するとともに、栄養の指導の実務水準の向上の契機ともなる。そこで、海外留学を希望する者に対し、これに必要な費用の一定部分を助成する。また、経済途上国では、栄養に関する技術も途上であることから、海外からの留学生の受け入れも検討する。

**事業の趣旨等** 食と栄養の科学とその実用技術に関する海外の最新・先端の知見を身につけた管理栄養士・栄養士を得ることは、わが国の食と栄養の科学とその実用技術の振興に資するとともに、わが国の栄養の指導の実務水準を引き上げる契機にもなりうる。このような人材を育成するため、海外留学を希望する者に対し、必要な費用の一定部分を助成することとした。また、海外の留学生の受け入れも検討する。

本事業による助成希望者は公募することとし、その募集要綱は、選考要件などとともに、ホームページその他で一般に明らかにする。選考には、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会があたり、同委員会は、所定の基準に則り厳正に選考を行う。財源には、国際交流事業基盤資金からの拠出金などを予定する。

## VI その他（法人運営）に関する事業

## 事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をとおして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と、責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。平成 26 年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

### 1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの充実した運営

1-3 賛助会員会を開催し、賛助会員との共同＝連携事業の展開を検討（公益事業への移行も検討）

1-4 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

### 2 会員に関する取り組み等

2-1 会報「栄養日本・礎」の発行（年 4 回）

2-2 ホームページ（会員専用ページ）の充実

2-3 会員増に向けた活動

2-4 業務支援システムの第 2 次開発、保守管理、会員外である就業栄養士の発掘、支援、個々人の学習記録の管理等を行う。

### 3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

別表 職域事業部事業計画

	全国リーダー研修事業	職域に関する技術、技能向上に関する研修事業	その他の職域専門性の向上事業	事業の企画・運営に関する会議
医療	26.4.19(土)・20(日) 千代田区・日本健康栄養会館 参加予定者数:47名	【第33回食事療法学会】 27.3.28(土)・29(日) 宮城県:仙台市民会館 参加予定者数:800名	【第28回臨床栄養学術セミナー】 26.7.26(土) 文京区・東京医科歯科大学 参加予定者数:200名 【スキルアップセミナー】 26.11.15(土)・16日(日) 場所:未定 参加予定者数:100名 【地区リーダー研修会・上期】 7ブロック各2回開催 各会場約20名	常任企画運営委員会(10回) 企画運営委員会(4回) 組織委員会(1回) 広報委員会(2回)
学校健康教育	日時:未定 会場:未定 参加予定者数:47名	【全国研修会】 26.12.6(土)・7(日) 港区・東京ガス本社ビル 参加予定者数:180名	【スキルアップ研修会】 ①スキルアップ研修会Ⅰ 26.6.28(土)・29(日)東京都・未定 26.7.19(土)北海道・未定 26.7.25(金)～27日(日)宮城県・未定 26.8.2(土)～3(日)島根県・未定 26.8.8(金)～10(日)岩手県・未定 26.9.6(土)～7(日)愛知県・未定 26.9.28(日)石川県・未定 *各会場100名を予定 ②スキルアップ研修会Ⅱ *子どもの食事指導・支援プログラムについて *学校給食摂取基準について *学校給食における食品構成について 10会場開催予定 ③スキルアップ研修会Ⅲ 全8会場開催予定	企画運営委員会(5回)  【調査研究】 「子どもの栄養食事指導・支援プログラム」 ワーキンググループ
勤労者支援	【ブロック代表者ネットワーク会議】 26.8.23(土) 神奈川県・神奈川県立保健福祉大学 参加予定者数:10名		【勤労者支援研修会】 千代田区・日本健康・栄養会館 *全3回(5・6・7月) 参加予定者数:各30名 【ブロック研修会】 26.7.12(土)岡山県 参加予定者数:30名 【全国矯正栄養士研修会】 27.2 会場:未定 参加予定者数:70名	企画運営委員会(5回) 矯正グループ打合せ会
研究教育	26.3.1(土) 日時:未定 会場:未定 参加予定者数:47名	【全国研修会】 日時:未定 会場:未定 参加予定者数:約200名	【全国栄養士大会における自由集会】 26.8.23(土) 神奈川県・神奈川県立保健福祉大学 参加予定者数:30名	企画運営委員会(3回)
公衆衛生	26.4.26(土) 千代田区:日本健康・栄養会館 参加予定者数:47名	【全国研修会】 日時:未定 会場:未定 参加予定者数:100名	【新任者研修会】 日時:未定 会場:未定 参加予定者数:100名 【全国栄養士大会における自由集会】 26.8.23(土) 神奈川県・神奈川県立保健福祉大学 参加予定者数:30名	企画運営委員会(6回)
地域活動	27.3.6(金) 滋賀県:滋賀県立県民交流センター 参加予定者数:80名	【公衆栄養活動研究会】 27.3.7(土) 滋賀県:滋賀県立県民交流センター 参加予定者数:約200名	【全国栄養士大会における自由集会】 26.8.23(土) 神奈川県・神奈川県立保健福祉大学 参加予定者数:100名	企画運営委員会(6回)

<p>福祉</p>	<p>27.3.7(土)・8(日) 千代田区・都市センターホテル 参加予定者数:47名</p>	<p>【全国研修会】 26.10.18(土)・19(日) 江東区・東京ビッグサイト 参加予定者数:350名</p>	<p>【第19回専門研修会】 ＜中堅者研修Ⅰ＞ 東会場① 26.6.28(土)・29(日) 熱海市・熱海ニューフジヤホテル 参加予定者数:60名 東会場② 26.7.19(土)・20(日) 熱海市・熱海ニューフジヤホテル 参加予定者数:60名 西会場① 26.7.12(土)・13(日) 岡山県和気郡・和気郡鞆谷温泉 参加予定者数:60名 西会場② 26.9.6(土)・7(日) 岡山県和気郡・和気郡鞆谷温泉 参加予定者数:60名 ＜中堅者研修Ⅱ＞ 東会場 26.9.20(土)・21(日) 熱海市・ハートピア熱海 参加者数:60名 西会場 26.9.27(土)・28(日) 京都市・ホテル京都エミナース 参加者数:60名 ＜中堅者研修Ⅲ-2＞ 東会場 26.10.4(土) 東京都内 参加者数:100名 西会場 26.8.16(土) 岡山市・オルガホール 参加者数:100名 ＜中堅者研修Ⅳ-2＞ 東会場 26.12.6(土)・7(日) 熱海市・熱海ニューフジヤホテル 参加者数:60名 西会場① 26.7.26(土)・27(日) 岡山県和気郡・和気郡鞆谷温泉 参加者数:60名 西会場② 26.11.15(土)・16(日) 岡山県和気郡・和気郡鞆谷温泉(予定) 参加者数:60名 ＜中堅者研修Ⅲ-3＞ 東会場 27.1.10(土)or11(日) 東京都内 参加者数:100名 西会場 27.2.1(日) 岡山市・オルガホール 参加者数:100名 ＜中堅者研修Ⅳ-3＞ 東会場 27.2.7(土)・8(日) 熱海市・ハートピア熱海 参加者数:60名 西会場① 27.3.21(土)・22(日) 岡山県和気郡・和気郡鞆谷温泉(予定) 参加者数:60名 【児童福祉施設におけるクッキング講座】 (20都道府県 40ヶ所、各会場30名参加予定) 【すこやか推進事業】 開催日・会場は検討中</p>	<p>企画運営委員会(10回)</p>
-----------	---	---	--	---------------------